

鳥栖市監査告示第 12 号

令和 8 年 4 月 8 日

定期監査結果に係る改善措置の公表について

鳥栖市監査委員

川 崎 真 澄

徳 淵 拓 三

地方自治法第 199 条第 14 項の規定による改善措置の通知を受けたので、当該通知に係る事項を公表します。

記

1. 監査の対象 教育部 生涯学習課
2. 改善措置内容 別添のとおり

令和7年度定期監査結果に係る措置について

監査対象課	教育部 生涯学習課
-------	-----------

【注意・検討を求める事項】

◆補助金等交付事務

○放課後児童健全育成事業補助金について

当該補助金交付要綱に基づく補助金額の支払いがされていない。

【措置内容】

令和6年度放課後児童健全育成事業補助金について、鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会の補助基準額に対し、実績報告書の補助金等の交付決定額が超過していたため、鳥栖市放課後児童クラブ連絡協議会に返還を求め、令和8年3月30日に返還金を受領した。

今後は、交付要綱に基づき適正に処理することとする。

【注意・検討を求める事項】

◆補助金等交付事務

○社会教育関係団体等育成補助金について

当該補助金交付要綱に基づく補助対象経費の精査がされていない。

【措置内容】

鳥栖市地域婦人連絡協議会の予算書及び収支決算書には、事業項目ごとに予算額及び決算額が記載されており、補助金交付要綱に基づく補助対象経費ごとの積算ができない資料となっているため、補助対象経費について聞きとりを行い、補助対象経費の精査を行い、適正に執行されていることを確認した。また、令和7年度以降については、実績報告において補助対象経費が明らかになる資料の提出を求めることとする。